

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年8月16日(2018.8.16)

【公表番号】特表2017-531533(P2017-531533A)

【公表日】平成29年10月26日(2017.10.26)

【年通号数】公開・登録公報2017-041

【出願番号】特願2017-522556(P2017-522556)

【国際特許分類】

A 6 1 L	27/20	(2006.01)
A 6 1 L	27/36	(2006.01)
A 6 1 L	27/22	(2006.01)
A 6 1 L	27/04	(2006.01)
A 6 1 K	38/36	(2006.01)
A 6 1 P	1/04	(2006.01)
A 6 1 P	1/02	(2006.01)
A 6 1 P	17/02	(2006.01)
A 6 1 P	31/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/729	(2006.01)
A 6 1 K	8/02	(2006.01)
A 6 1 K	8/73	(2006.01)
A 6 1 K	8/98	(2006.01)
A 6 1 Q	11/00	(2006.01)
A 6 1 Q	19/00	(2006.01)
A 6 1 K	35/12	(2015.01)
A 6 1 K	35/16	(2015.01)

【F I】

A 6 1 L	27/20	
A 6 1 L	27/36	1 0 0
A 6 1 L	27/22	
A 6 1 L	27/04	
A 6 1 K	38/36	
A 6 1 P	1/04	
A 6 1 P	1/02	
A 6 1 P	17/02	
A 6 1 P	31/00	
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 K	31/729	
A 6 1 K	8/02	
A 6 1 K	8/73	
A 6 1 K	8/98	
A 6 1 Q	11/00	
A 6 1 Q	19/00	
A 6 1 K	35/12	
A 6 1 K	35/16	Z

【手続補正書】

【提出日】平成30年7月2日(2018.7.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

バイオマテリアル足場材料を製造する方法であって、

a) フィブリン網目構造および多糖網目構造を含むヒドロゲルを用意し、

b) 前記工程a)のヒドロゲルに凍結・融解プロセスを施して、当該ヒドロゲルを物理的に架橋させ、

c) 前記工程b)の実施後に得られた物理的に架橋されたヒドロゲルに凍結乾燥を施すこと

を含んでなる、方法。

【請求項2】

前記フィブリン網目構造が、フィブリノーゲン含有材料を重合することによって得られたものである、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記フィブリノーゲン含有材料が、血漿である、請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記フィブリノーゲン含有材料の重合が、凝固剤、カルシウム源、および場合により抗線維素溶解剤の存在下において実施される、請求項2または3のいずれか一項に記載の方法。

【請求項5】

前記カルシウム源がカルシウム塩である、請求項4に記載の方法。

【請求項6】

前記多糖網目構造が、多糖含有材料を重合することによって得られる、請求項1~5のいずれか一項に記載の方法。

【請求項7】

前記多糖含有材料がアガロースである、請求項6に記載の方法。

【請求項8】

請求項1~7のいずれか一項において定義された方法によって得ることができる、バイオマテリアル足場材料。

【請求項9】

前記バイオマテリアル足場材料の構造中またはその表面上に組み入れられた細胞を含む、請求項8に記載のバイオマテリアル足場材料。

【請求項10】

相互侵入網目構造を有する物理的に架橋されたヒドロゲルを製造する方法であって、

a) フィブリン網目構造および多糖網目構造を含むヒドロゲルを用意し、

b) 前記工程a)のヒドロゲルに凍結・融解プロセスを施すこと

を含んでなる、方法。

【請求項11】

請求項10において定義された方法によって得ることができる、相互侵入網目構造を有する架橋されたヒドロゲル。

【請求項12】

罹患したまたは損傷した軟組織の機能活動を部分的にまたは完全に増加、修復、または置換するために用いられ、前記軟組織が、創傷、潰瘍、火傷、良性または悪性の新生物、感染症、打撲傷、外傷性障害、苛性化、先天性奇形、物質損失または歯周病を含む群から選択される機能不全、傷害または疾患の結果として、損傷または罹患したものである、請

求項 8 または 9 において定義されるバイオマテリアル足場材料。

【請求項 1 3】

前記軟組織が口腔粘膜である、請求項1 2に記載のバイオマテリアル足場材料。

【請求項 1 4】

請求項 8 または 9 において定義されたバイオマテリアル足場材料を含んでなる、医薬組成物。

【請求項 1 5】

請求項 8 または 9 において定義されたバイオマテリアル足場材料を含んでなる、美容用組成物。